

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁	
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要		
5	財産及び債務の取扱い 第5回(H20.8.21) 提案・確認	1.財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。	1.財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。				全	
		2.共通する基金は、整理・統合を図るものとする。	2.共通する基金は、整理・統合を図るものとする。				全	
6	議会議員の定数及び任期の取扱い 第7回(H20.9.25) 提案・確認	1.議会議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。)第8条第2項及び第3項の規定により、小林市の議会議員の残任期間に相当する期間に限り、小林市の議会議員の定数24人に、野尻町の区域に設けられる選挙区の議会議員の定数5人を加え <u>29人</u> とする。 なお、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第34条第1項の規定により、野尻町の区域を選挙区とする増員選挙(定数5)を実施するものとする。	1.議会議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。)第8条第2項及び第3項の規定により、小林市の議会議員の残任期間に相当する期間に限り、小林市の議会議員の定数24人に、 <u>高原町の区域に設けられる選挙区の議会議員の定数6人</u> 、野尻町の区域に設けられる選挙区の議会議員の定数5人を加え <u>35人</u> とする。 なお、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第34条第1項の規定により、 <u>高原町の区域を選挙区とする増員選挙(定数6)</u> 及び野尻町の区域を選挙区とする増員選挙(定数5)を実施するものとする。			調整内容中「高原町の区域に関する定数等」を削除し、新市の定数を「29人」とする。	2	
		2.合併後、最初に行われる一般選挙においては、合併新法第8条第5項の規定を適用せず、議会議員の定数は26人以内とし、新市において決定するものとする。また、選挙区は新市全域で1選挙区とする。	2.合併後、最初に行われる一般選挙においては、合併新法第8条第5項の規定を適用せず、議会議員の定数は26人以内とし、新市において決定するものとする。また、選挙区は新市全域で1選挙区とする。					2
		3.議場、委員会室等については、合併までに調整する。	3.議場、委員会室等については、合併までに調整する。					
		4.議会議員の報酬等は、小林市特別職報酬等審議会に諮り、合併時までに定める。	4.議会議員の報酬等は、小林市特別職報酬等審議会に諮り、合併時までに定める。					
		5.政務調査費の取扱いについては、小林市の制度等に統一する。	5.政務調査費の取扱いについては、小林市の制度等に統一する。					6
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い 第7回(H20.9.25) 提案・確認	1.野尻町の農業委員会は、合併時に小林市の農業委員会に統合するものとする。	1. <u>高原町及び野尻町の農業委員会</u> は、合併時に小林市の農業委員会に統合するものとする。			調整内容中「高原町及び」を削除する。	2	